

## 最高裁判所平成 21 年 1 月 22 日判決の概要

### 【ポイント】

- 基本契約に基づく継続的な金銭消費貸借取引（いわゆるリボルビング契約等）が一定の要件を満たす場合には、過払金返還請求権の消滅時効は、上記取引の終了した時から進行する（過払金発生時から進行するものではない）。

### 【解説】

- ・ 【ポイント】にいう一定の要件とは、基本契約に基づく借入金債務につき過払金が発生した場合には弁済当時他の借入金債務が存在しなければ当該過払金をその後に発生する新たな借入金債務に充当する旨の合意（以下、「過払金充当合意」）が基本契約に含まれること、である。
- ・ 本判決では、一般に、過払金充当合意には、借主は、基本契約に基づく新たな借入金債務の発生が見込まれなくなった時点、すなわち、基本契約に基づく継続的な金銭消費貸借取引の終了した時点で過払金の返還を請求することとし、過払金発生の都度に返還請求することはせずに、その後に発生する新たな借入金債務に充当するという趣旨が含まれていると解している。  
消滅時効は権利を行使することができる時から進行する（民法 166 条 1 項）が、過払金充当合意に上記趣旨が含まれる以上、基本契約に基づく金銭消費貸借取引の継続中は過払金充当合意が過払金返還請求権の行使を妨げるものであり、消滅時効は進行しないこととなる。
- ・ 本判決における結論としては、過払金充当合意を含む基本契約に基づく継続的な金銭消費貸借取引により発生した過払金返還請求権の消滅時効は、過払金返還請求について過払金充当合意と異なる合意が存在するなどの特段の事情がない限り、基本契約に基づく継続的な金銭消費貸借取引が終了した時点から進行するとされている。

注）本判決の判断は過払金充当合意が存在することを前提としており一般的なリボルビング契約であれば少なくとも黙示の過払金充当合意があると認められると解されるが、下級審裁判例（本件とは別の事案）において具体的な事情を勘案して過払金充当合意の成立を否定したケース（貸付けごとにいったん元利金を完済させた上で次の貸付けを行っていたもの）もあるので、この点につき留意が必要である。